

安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の改定について

1 基本計画の概要と改定の経緯

(1) 概要

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、安全で安心な県づくりを総合的かつ計画的に推進するため、以下事項を定める計画。

- (1) 安全で安心な県づくりの基本方針
- (2) 安全で安心な県づくりの施策に関する事項
- (3) 安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 改定の経緯

- ・平成20年12月24日
「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」公布（平成21年4月1日施行）
- ・平成22年3月
「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H22－26年度）」策定
- ・平成23年3月11日
東日本大震災
- ・平成25年3月
「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H25－32年度）」改定

※ 現在の計画は23年3月に策定し、25年に一部改定したため、計画期間は25年度から32年度までとなっている。

2 基本計画の見直しの背景

- (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故から5年が経過し、避難指示区域の解除等が進む他、国はこれまでの「集中復興期間」から平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置付けるなど、本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画についてもこれらの社会情勢の変化を反映した見直しを行うもの。
- (2) 東日本大震災及び原子力発電所事故に加え、平成23年や27年にはこれまで経験したことのないような豪雨災害が発生している。さらには、放射性物質への不安、食品の安全への不安、防犯等の安全に関する不安など、県民生活を脅かす様々な危機事象が発生している。今後、復興を進め、県民が安全に安心して暮らせる県づくりを進めるためには、県はもとより市町村、県民、事業者など様々な主体が連携、協力して取り組む必要性がますます高まっていることから、それらに応じた計画の見直しを図るもの。

3 他の計画との関係

(1) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」との関係

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」は県の最上位計画であり、県政全般にわたり中長期的な施策レベルまでの取組を整理したもの。

本計画は、総合計画の部門別計画として位置付けられており、総合計画における「ふくしまの目指す将来の姿」や「政策分野別の主要施策」の関係部分を共有し、「安全で安心な県づくり」の観点から総合計画の基本目標の実現を目指す。

(2) 福島県復興計画との関係

福島県復興計画は、東日本大震災・原子力災害等からの復旧・復興に特化した事業レベルまでの取組を整理した内容となっている。

復興計画は県が進める復旧・復興の取組をまとめたものであり、「自助」「共助」の促進を目的とした本計画とは役割分担が異なるが、相互に補完しながら計画を推進する。

(3) 関係部門別計画等との関係

本計画は、それぞれの課題分野ごとに策定する関係部門別計画等における施策のうち、条例に基づく10分野において、「自助」「共助」に基づく県民等の自主的活動の促進に資する施策を総合的に取りまとめたもの。

「公助」として県が主体となるべき施策や、安全・安心が目的であっても条例外の分野については、総合計画をはじめとする他の計画に基づいて推進することとしており、進行管理の結果を共有するなど、相互に連携を図りながら計画を推進していく。

4 基本計画の見直しの視点

(1) 社会経済情勢の反映

安全で安心な県づくりの取組が復興創生に果たす役割

(2) 県のその他の計画との整合性

他の計画の改正内容と本計画との整合性を図る

(3) 災害時の自助・共助の促進

安全で安心な県づくりの取組には行政が行う公助はもちろんのこと、県民や事業者等多くの主体が多面的に関わる自助、共助の取組が大変重要であり、自助・共助・公助の取組への理解促進を図る

(4) 県民に分かりやすい計画（内容、指標）

計画への県民理解を促進し、実効性を高めるために分かりやすい計画に見直す